

手続書類への 一部押印省略について



令和2年12月25日付けで国民健康保険法施行規則の一部改正が行われ、国から申請書等の手続書類への押印を省略して良い旨の通知がありました。

この通知に基づき、令和3年2月19日（金）から組合に提出する手続書類の中の下記一部を除く、全ての押印を不要といたしました。

各様式には、押印欄が残っておりますが、経過措置によりそのままご使用いただけます。

何か変更がありましたら、随時ホームページ等で報告いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■一部押印が省略できないもの

- ・保養所の証明印 ・医療機関等の証明印
- ・医師の証明印 ・施術師（あんま・マッサージ師、はり・きゅう師）の証明印
- ・第三者行為（自損事故を含む）に関する届出書類一式への押印
- ・高額医療費資金貸付に関する申請書類一式への押印

所得調査を実施いたします

各国民健康保険組合は世帯の平均所得により、国からの補助金の率が決まります（国民健康保険法第73条）。このため、所得調査が義務付けられています。

国へ世帯の平均所得を報告するため、令和3年度において次の要領で所得調査を実施いたします。

1. 実施時期 令和3年7月頃
2. 調査対象者 県が指定した組合員とその家族^{※1}
3. 調査方法 マイナンバーにより所得情報^{※2}を取得
4. 必要書類 なし

調査対象者となった組合員については、詳しいご案内を送付いたします。

※1 組合員と同一の被保険者証記号番号の家族が対象となります。

※2 取得対象は令和2年分の所得になります。

